

八王子市恩方老人憩の家指定管理者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 八王子市健康福祉部大横保健福祉センターの所管する公の施設の管理を行なう指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市恩方老人憩の家指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、恩方老人憩の家の指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

- 1 応募書類の審査、評価に関すること。
- 2 候補者の選定に関すること。
- 3 その他

(構成)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には会計士を、副委員長には健康福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 選定委員会委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は健康福祉部において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。
2. この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

別 表

選出区分	委員会での職務	選 出 理 由
会計士	委員長	財務・経営状況について専門家としての経験・ノウハウを踏まえた意見を求める。
町会自治会関係者	委 員	地域住民の立場から意見を求める。
老人クラブ関係者	委 員	利用者である高齢者の福祉・教育活動を展開している立場から意見を求める。
担当所管部長	副委員長	健康福祉部長（担当部長）
関係所管部長	委 員	高齢者・障害者担当部長